

政策的議員提案条例制定の推進指針

平成 31 年 2 月 18 日
議会運営委員会作成

1 目的

政策的議員提案条例は、地方分権一括法が施行された平成 12 年度から議会改革の 1 つとして急増しているが、中津市議会では、ほとんど提案・制定がなされていない。住民の福祉の増進を図る上で、議員・議会は、日々の活動の中から地域課題を発見し、地域独自の課題解決や特性を活かした施策などを条例として定めることが重要です。

議員・議会が、条例を創るという政策立案能力が問われる時代になっている今、中津市議会基本条例（第 3 条第 6 項「議員は、議員による積極的な条例の提案等を行うよう努めるものとする。」）に基づき、「市民に開かれた政策議会の具現化に向けて」、本指針を定めることとする。なお、本指針に示されていないことは、当然に法令等に従う。

2 条例制定の意義

法律と同じように法的根拠の一部をなし、制定することで、予算の確保・拡充があり、施策・事業が継続的に実施される可能性を持つ。

3 議会における政策提案やその方法

- ① 条例提案、修正・・・1、2のとおり
- ② 意見書・・・地方自治法第 99 条で、議会は当該地方公共団体の公益に関することについて、国会又は関係行政庁に意見書を提出すること。
- ③ 決議・・・法的根拠はないが、議会の意思を対外発信する政治的な効果があるもの。
- ④ 政策提言・・・市政に関する重要な政策及び課題に対して、執行部に提案又は提言を行うもの。（議決不要）
- ⑤ 報告書・・・調査研究内容を取りまとめで、情報共有を図るもの。（議決不要）
- ⑥ 代表質問・・・会派で、政策的提言等、執行部に直接たずこと。
- ⑦ 一般質問・・・議員個人で、政策的提言等、執行部に直接たずこと。

4 条例提案の主体と条件（議案の提出権）

○条例提案の主体となる者

- ① 議会運営委員会 ②各常任委員会 ③特別委員会 ④会派 ⑤会議規則第 125 条の「政策調査研究プロジェクト ⑥政策研究会、または 2 名以上の議員有志など

○条件（議案の提出権：法 112 条、会議規則 13 条）

- ・議員定数 12 分の 1 以上（議員 2 名以上：改選後定数 24 名）の者の発議者及び賛成者があれば議案を提出することができる。

5 各種議員提案条例について

※事務提要資料（A 3、2 枚）を参照

6 政策的議員提案条例の制定までのフロー

4の主体になる者の活動事例

本会議上程前

① 調査テーマの設定、課題の発見

委員会の所管事務調査活動、会派等における政務活動等により、調査テーマや地域課題の発見



② 調査テーマ、課題に基づく「調査活動」行程表の作成



③ 行程表に基づく「調査活動」の実施

例) ○行政担当者のヒアリング ○現地調査 ○先進地行政視察

○関係者・関係団体との意見交換 ○参考人制度等の活用 など



④ 「調査活動」による対応の協議

条例提案、条例修正の提案、意見書、決議、または提言書、報告書、代表質問、一般質問を実施するものがあれば、今後の対応の協議を行う。

ここでは、「政策的議員提案条例」となりうるものについて以降記述する。



⑤ 条例素案と逐条解説など説明資料の作成

これまでの所管事務調査、政務活動などを取り纏め資料の作成。必要に応じて調査活動を継続する。



⑥ 条例素案作成前後に、議会事務局、法規担当課及び、条例関係部署等と協議

※法令等や予算関係との整合性を図る。



⑦ 条例案の完成。

必要に応じて、公聴会、パブリックコメント等や、上程前に全員協議会等を開催し、議員の意見集約及び調整を行う。



⑧ 条例案を議長に提出、議会運営委員会を通じて、本会議に上程。

○会派、議員等からの提出

2名以上の議員で提出（法第112条、会議規則13条）

○委員会等からの提出

委員会等の議決により提出（法第109条6項）



本会議上程後

執行部提出の条例案等の取扱いの例により審査、審議を行い決定する。

各種議員提案条例について（資料）

議員提案条例とは

（１）条例とは、

- 法律の範囲内で制定する法規。（憲法 94 条、地方自治法 14 条）
- 法律と同じように法的根拠の一部をなす。
- 制定することで、予算の確保・拡充があり、施策・事業が継続的に実施される可能性を持つ。
- 条例で規定できる行政罰は一定の範囲内に限られている。つまり、法律に比べて事実上その実効性が弱い。

（２）政策的議員提案条例のあり方

◆議案の提出権（法 112 条、会議規則 13 条）

議員定数の 12 分の 1 以上の者の発議者及び賛成者があれば議案を提出することができる。しかし、提出できる議案は無制限でなく予算議案は長のみ提案権があり、議員には認められない。但し、予算に対する修正権は認められている。（中津市の場合 2 名）

◆現 状

条例の制定は、議会の重要な役割の一つとして地方自治法に定められているが、ほとんどの議会では「議会及び議員に関する条例」を除いては、一部の議会を除き自らが条例を提案することとはなく、執行部側が提案しているというのが現状である。

◆今 後

議員が「条例を想起し、提案し、実現する」という政策立案能力が問われる時代になってきている。住民の福祉の増進を目的として、議員は（日々の議員活動の中から）地域の諸課題をくみ上げ、議会に諮り、議会として課題解決の手法を探る中で必要に応じて、地域独自の課題解決や特性を生かした施策などを条例として定めていくことは、今後ますます重要となってくる。

議会及び議員に関する条例

- ◆議会改革の一環として、「法律の基準より厳しい基準」や「法律により規制がない分野」について、提案する条例などが該当する。（上位法の改正や組織機構の変更に伴う改正も含む）
- 【参考条例】市議会基本条例、市政治倫理に関する条例、議員定数条例、地方自治法第 96 条 2 項の規定による議決事件の追加 など

政策的議員提案条例（市民及び市政に関する条例）

- ◆住民や団体等からの意見・要望や議員自らの政策研究に基づき、住民の福祉の増進を目的として、地域独自の課題解決や特性を生かした施策等を提案する条例などが該当する。
- 【参考事例】がん対策推進条例、こどもを虐待から守る条例、空き家等の適正な管理に関する条例、・元氣いきいき条例 など

各種条例制定までのプロセス

要因

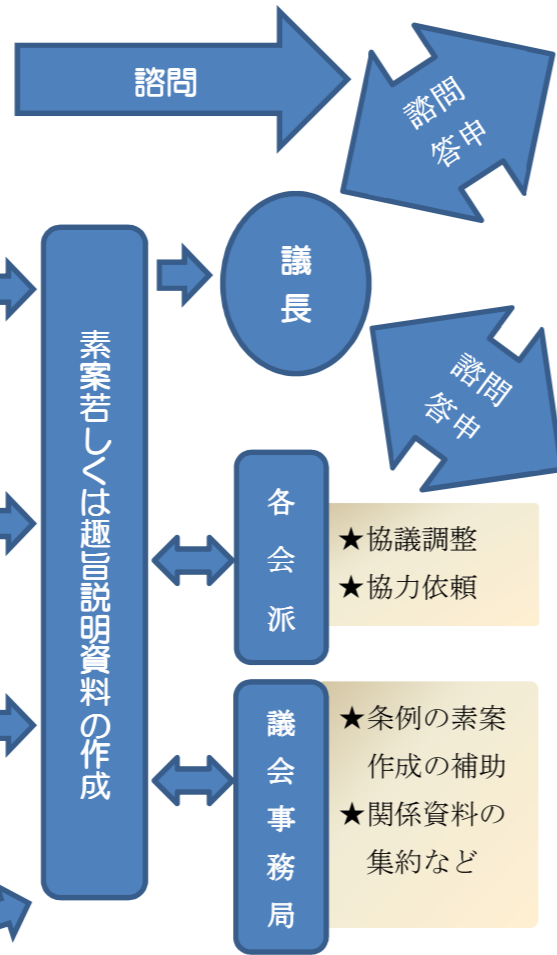
① 上位法の改定により、議会及び議員に関する条例等の改正が必要になった場合。(提案者：議長)

② 社会情勢等により、議員の処遇など、議会及び議員に関する条例等の制定及び改定が必要と考えたとき。(提案者：会派、議員連名)

③ 住民や団体等の意見を聴く中で、市政に関する条例の制定及び改定が必要と考えたとき。(提案者：会派、議員連名)

④ 政策研究会等、議員活動の中で、市政に関する条例の制定及び改正が必要と考えたとき。(提案者：会派、議員連名)

⑤ 執行部の提案条例に対し、修正が必要と考えたとき。(提案者：委員会、会派、議員連名)



議会運営委員会

★全員一致が望ましい。
意見の一致ができない場合は、採決で決定（過半数以上）
・ 全員一致の場合、議会運営委員長名で提案
・ 意見の一致ができない場合は、会派若しくは議員連名で提案
※議会及び議員に関する条例は、基本的流れを参照

プロジェクト

★会議規則125条の「協議の場」政策調査研究プロジェクトとして設置する。
★市政に関する条例は、執行部等と協議調整が必要。
★市民への説明や意見を聴く。
★全員一致が望ましい。
意見の一致ができない場合は、採決（過半数以上）で決定し、議長へ答申する。

本会議で採決

可決

条例成立

市民

★各種団体及び市民意見交換会等で内容説明と意見集約を行う。
★パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴く。

執行部

★条例作成にあたり、法規担当部所との協議を行う。
★条例施行にあたり、予算等必要な課題について協議を行う。

★会派、議員からの提出
2名以上の議員で提出できる。
法第112条、会議規則13条
★委員会からの提出
委員会の可決により提出できる。
法第109条6項

政策的議員提案条例は、赤枠③、④の要因で形成（各種条例制定までの基本的な流れ）

★要因③④の場合は、【パターン3】が望ましいが、緊急を要する場合や簡易な内容等、状況により【パターン2】となる。全員一致が望ましいが、状況により【パターン5】も可能となる。別途、「政策的議員提案条例制定の推進指針を参照」
※自由討議で議論し、議会としての決議や一般質問や代表質問等により、執行部に対し、条例制定や改正を促す方法もある。
★要因①の場合は、【パターン1】となる。
★要因②の場合は、【パターン3】が基本となるが、緊急を要する場合は【パターン2】となる。下記、但し書きは【パターン5】となる。
※議会及び議員に関する条例について、議会運営委員会で否決された場合は、上程することは出来ない。（申し合わせ事項）
但し、協議を重ねた結果、少数意見となった場合や意見が一致できず複数の案がでた場合は、同一会期内で個別に議案として上程することが出来る。
★要因⑤の場合は、【パターン4】若しくは【パターン5】となる。

- 【パターン1】 議長が提案 ⇒ 議会運営委員会（決定）⇒ 議長 ⇒ 本会議へ上程 ⇒ 採決
- 【パターン2】 提案者が議長に提出 ⇒ 議長 ⇒ 議会運営委員会（決定）⇒ 議長 ⇒ 本会議へ上程 ⇒ 採決
- 【パターン3】 提案者が議長に提出 ⇒ 議長 ⇒ 議会運営委員会（プロジェクトの設置について決定）
⇒ プロジェクト（決定し議長へ答申）⇒ 議長 ⇒ 議会運営委員会（決定）⇒ 本会議へ上程 ⇒ 採決
- 【パターン4】 常任委員長が議長に提出 ⇒ 議長 ⇒ 議会運営委員会（賛否にかかわらず）⇒ 議長 ⇒ 本会議へ上程 ⇒ 採決
- 【パターン5】 提案者が議長に提出 ⇒ 議長 ⇒ 議会運営委員会（賛否にかかわらず）⇒ 議長 ⇒ 本会議へ上程 ⇒ 採決